

入院時食事療養について

1. 入院時食事療養（Ⅰ）

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（朝食：7時30分、昼食：12時00分、夕食：18時00分以降）、適温で提供しております。

2. 特別食

当院では、患者様の病状等に対応して医師の発行する食事せんに基づき、適切な特別食（腎臓食、肝臓食、糖尿病食等）の提供をしております。

3. 食堂における食事

当院では、食堂において食事の提供をしております。

4. 食事負担額

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）	
●一般（下記以外）	●一般（下記以外）	●（例外）経過措置患者	490円 280円
●低所得者（住民税非課税）	●低所得者Ⅱ（※1）	●過去1年間の入院期間が90日以内	230円
		●過去1年間の入院期間が90日超（長期該当の手続きをした方のみ）	180円
該当なし	●低所得者Ⅰ（※2）		110円

※1 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、あるいは②老齢福祉年金受給権者

社会医療法人社団同仁会
木更津病院
院長 関根 博